

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：育児のための時間を取得しやすい環境をつくる。

<対策>

- 育児休業制度等の社内通知を促進し、男性社員を含めて制度が利用しやすい環境づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。

目標2：年次有給休暇の取得しやすい環境をつくる。

<対策>

- 最大40日間ある年次有給休暇について、完全消化できるような環境をつくる。

目標3：所定外労働を削減する。

<対策>

- 運行計画表通りに社員が協力しあって負担軽減を図る。